

「わが家の資源で横浜の福祉を支えようプロジェクト」 の実施に関する協定

横浜市資源リサイクル事業協同組合（以下「甲」という。）、特定非営利活動法人横浜市集団回収推進部会（以下「乙」という。）、社会福祉法人神奈川県共同募金会（以下「丙」という。）、社会福祉法人横浜市社会福祉協議会（以下「丁」という。）は、「わが家の資源で横浜の福祉を支えようプロジェクト」の実施に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第1条 本協定は、甲、乙、丙、及び丁（以下「4団体」という。）が、地域福祉の推進などの諸分野において連携・協力することにより地域課題の解決を目指し、安全・安心な暮らしができる地域社会の形成に貢献するとともに、地域住民の資源回収等を通して地域社会に貢献できる「わが家の資源で横浜の福祉を支えようプロジェクト」（以下「プロジェクト」という。）を効果的かつ効率的に推進するために必要事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、4団体は次の各号に定める事項について、連携・協力する。

- (1) 地域課題に関する事項
- (2) 広報及び情報提供に関する事項
- (3) その他4団体が協議して必要と認める事項

（プロジェクトの内容及び役割分担）

第3条 プロジェクトの内容及び役割分担は、次に掲げる事項とする。

- 2 甲は、本プロジェクトの運営管理及び指定地域への情報発信を行う。
- 3 乙は、指定地域の資源物の回収量に応じて、丙に寄付を行う。なお、寄付の金額及び方法等については別途定める。
- 4 丙は、乙より寄付を受け取り、指定地域の地区社会福祉協議会へ配分を行う。
- 5 丁は、指定地域の選定に関わる調整・支援を行う。

（協定の締結）

第4条 本協定は、4団体の合意と記名押印によって締結する。

（協定の変更及び廃止）

第5条 本協定を変更及び廃止するときは、4団体の合意に基づくものとする。

- 2 4団体が本協定の変更及び廃止を申し出るときは、変更及び廃止する日の3か月前までに申し出ることとする。

（秘密の保持）

第6条 4団体は、事業の実施で知り得た秘密を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

（個人情報の保護）

第7条 4団体は、個人情報の保護の重要性を認識し、本協定で定める調査の実施の際の個人情報の取扱いにあたっては、横浜市個人情報の保護に関する条例その他個人情報の保護に関する法令等を

順守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（疑義等の決定）

第8条 本協定に定めのない事項に関し疑義が生じた場合は、4団体が誠意を持って解決に当たることとする。

（協定の有効期間等）

第9条 本協定は、協定締結の日から効力を発生し、第6条に定める廃止の合意がなされるまで効力を有するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書4通を作成し、4団体が記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成26年12月10日

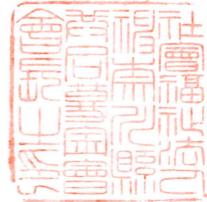
甲 横浜市神奈川区山内町13番地
横浜市資源リサイクル事業協同組合
理事長 高田 哲二



乙 横浜市神奈川区栄町89-18 フシキビル301
特定非営利活動法人 横浜市集団回収推進部会
理事長 秋山 正宏



丙 横浜市神奈川区沢渡4-2
社会福祉法人神奈川県共同募金会
会長 牧内 良平



丁 横浜市中区桜木町1-1
社会福祉法人横浜市社会福祉協議会
会長 佐々木 寛志

